

行政不服審査に関する規程

平成17年12月26日

都公委規程第9号

存続期間

〔沿革〕平成20年5月 都公委規程第4号

28年2月 同第1号改正

行政不服審査に関する規程（昭和38年3月30日東京都公安委員会規程第1号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審査請求について、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）、警視総監、警察署長及び高速道路交通警察隊長が行う事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（審査請求における行政庁）

第2条 審査請求における行政庁については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 処分庁 法第1条第2項に規定する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）をした公安委員会、警視総監、警察署長、高速道路交通警察隊長その他審査請求の対象となる処分を行った個々の警察官
- (2) 不作為庁 法第3条に規定する不作為に係る公安委員会、警視総監、警察署長、高速道路交通警察隊長その他審査請求の対象となる不作為に係る個々の警察官
- (3) 審査庁 公安委員会（法律（条例に基づく処分については、条例）

に特別の定めがある場合を除く。)

(審査請求の受付等)

第3条 処分又は不作為についての審査請求があった場合は、当該審査請求に係る事務を所管する所属の長（以下「所管所属長」という。）が受け付けるものとする。

2 審査請求に対する審理の準備は、所管所属長及び訟務課長が行うものとする。

(裁決書の謄本の送達)

第4条 裁決書の謄本の送達は、訟務課長が行うものとする。

附則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附則（平成28年2月都公委規程第1号）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。